



各位

2020年3月11日

イワキ株式会社

**新型コロナウイルス感染症に対する勤務対応に関する
「原則在宅勤務」対応期間延長について**

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制、また従業員の感染リスクを低減するため、以下の通り対応を講じることにいたしましたのでお知らせいたします。お客様におかれましては、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1、勤務形態について **(今回変更点)**

- ・当初 2020年3月4日～3月13日までの期間としておりました、出社が不可避の業務に限り出社勤務とし、原則は在宅勤務といたす対応を、**3月19日までに延長**致します。

2、対象者

- ・全従業員（パート社員、嘱託社員含む）

3、その他

- ・不要不急の会議、会合は中止または延期いたします。

以上